

入札に関する注意事項

- 1 入札に参加する者に必要な資格としている中で、「警備対象としている施設の延床面積が、合計 5,000 m²以上であること。」としているものについては、1つの契約で警備対象としている施設の中で、警備対象としている部分の床面積の合計で算定します。例えば、5階建ての施設のうち、2階と3階部分だけの施設警備契約となっている場合は、2階の床面積と3階の床面積の合計を、当該契約に係る延床面積とします。また、1つの契約の中で複数の施設を警備対象としている場合は、当該複数の施設の延床面積の合計を当該契約に係る延べ床面積とします。
- 2 入札に参加する者に必要な資格としている中で、「警備対象としている範囲の敷地面積が、合計 5,000 m²以上であること。」としているものについては、1つの契約で警備対象としている敷地で、当該敷地内にある建物部分を含めた敷地の面積で算定します。
- 3 入札参加資格審査申込手続における提出書類で、「警備業法第4条の認定を受けていることを証する書類等」については、認定の有効期限のほか、大阪府の区域外に主たる事務所を有する者にあつては、同法第9条に規定する届出書の提出状況を確認します。

4 入札に参加する者に必要な資格としている中で、「令和3年4月1日からこの告示の日までの間に、次に掲げる要件を全て満たす警備業務について、合計24カ月以上の契約実績があり、」としている月数の算定方法は、契約締結日及び契約終了日に関わらず、令和3年4月1日からこの告示の日（令和8年4月10日）までに含まれる契約期間の月数を合計することとしています。

例

① 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの契約

→契約そのものの月数は60カ月ですが、令和3年4月1日以降の月数である36カ月を対象月数と算定します。

② 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの契約

→契約そのものの月数は24カ月ですが、告示の日（令和8年4月10日）までの月数である12カ月を対象月数と算定します。